

第4編 少年非行の動向と非行少年の処遇

1 少年非行の動向

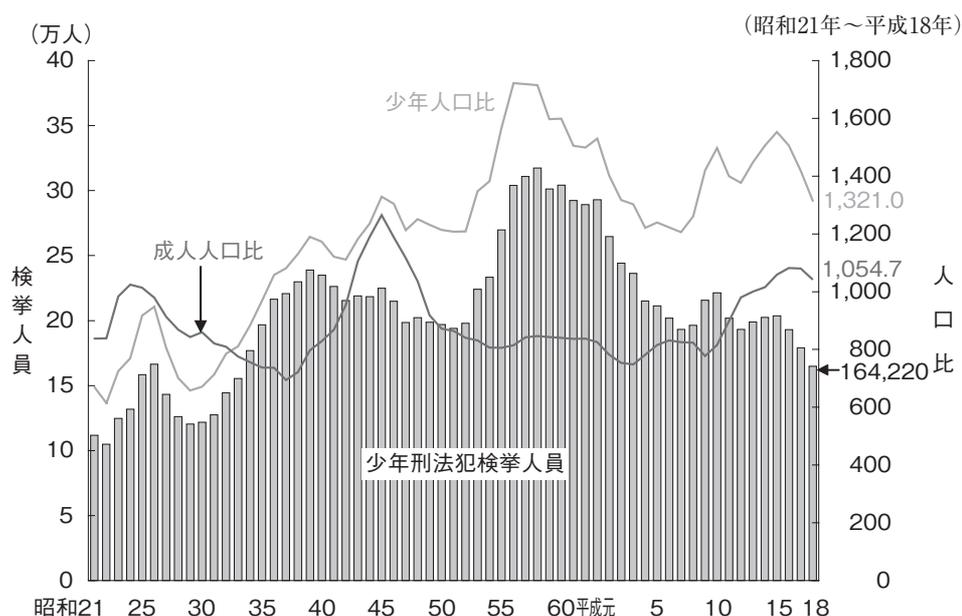
(1) 少年刑法犯

ア 検挙人員

平成18年における少年刑法犯検挙人員（触法少年の補導人員を含む。）は、16万4,220人（前年比8.2%減）であり、人口比（10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの検挙人員の比率）は1,321.0であった。

平成18年の少年一般刑法犯検挙人員（触法少年の補導人員を含む。以下同じ。）は、13万1,623人（前年比8.8%減）であった。一般刑法犯少年比（成人及び触法少年を含む検挙人員総数に占める少年一般刑法犯検挙人員の比率）は、10年以降の成人検挙人員の増加に伴って低下を続けており、18年には32.6%（同2.8ポイント低下）となった。

少年刑法犯検挙人員・人口比の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 触法少年の補導人員を含む。
 3 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く。
 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。

イ 年齢層別動向

平成18年の少年一般刑法犯検挙（補導）人員の年齢層別人口比（各年齢層（触法

少年は10歳以上14歳未満)の人口1,000人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員の比率をいう。)は、年少少年18.8, 中間少年17.4, 年長少年8.7, 触法少年3.9であった。

ウ 罪名別動向

平成18年の少年一般刑法犯検挙人員は、各年齢層において、窃盗が最も多く、次いで横領であり、この二つで80%以上を占めている。年齢層が低いほど窃盗の比率が高い。

殺人は、近年はおおむね100人未満で推移し、平成18年は73人(前年同)であった。

強盗は、平成8年以降1,000人を超え、15年に1,800人とピークに達したが、以後減少傾向にあり、18年は912人(前年比22.2%減)であった。

(2) 触法少年

触法少年の一般刑法犯補導人員は、昭和56年をピークとして減少し、平成11年以降は2万～2万2,000人台を横ばいで推移していたが、18年は、昭和25年以降初めて2万人を下回り、1万8,787人であった。

平成18年における触法少年の殺人及び強盗の補導人員は、殺人が4人、強盗が20人であった。

2 非行少年の処遇

(1) 少年事件の検察及び裁判

平成18年における少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員は、前年と比べて、一般保護事件、道路交通保護事件(道交違反に係る少年保護事件をいう。)ともに減少し、総数では、21万1,799人(前年比9.2%減)となっている。

平成18年における、く犯、業過及び危険運転致死傷に係る少年保護事件を除く一般保護事件の家庭裁判所終局処理人員は、11万5,718人である。処理区分別では、審判不開始(71.9%)が最も多く、以下、保護観察(12.8%)、不処分(10.7%)、少年院送致(3.4%)の順となっており、刑事処分相当として検察官に送致(逆送)された者の比率は0.3%であった。

家庭裁判所が検察官に送致したいいわゆる逆送事件について、平成18年における検察庁の処理状況を見ると、同年において起訴された少年(4,401人)のうち公判請求された者の比率は、総数では8.3%(刑法犯では65.2%, 特別法犯では2.4%)である。

なお、いわゆる原則逆送事件の罪名別家庭裁判所終局処理人員(最近5年間)は以下のとおりである。

原則逆送事件の罪名別家庭裁判所終局処理人員

(平成14年～18年)

罪 名	年次	終局 処理 人員	検察官送致 (刑事処分相当)		保 護 処 分		少 年 院 送 致			保 護 観 察	不 処 分	不 開 始
							特 別 少年院	中 等 少年院	医 療 少年院			
総 数	14年	83	44 (53.0)	39 (47.0)	7	25	3	4	-	-		
	15	76	51 (67.1)	25 (32.9)	1	22	-	2	-	-		
	16	79	45 (57.0)	34 (43.0)	-	18	2	14	-	-		
	17	51	36 (70.6)	14 (27.5)	-	10	2	2	1 (2.0)	-		
	18	35	17 (48.6)	16 (45.7)	1	12	1	2	1 (2.9)	1 (2.9)		
	計	324	193 (59.6)	128 (39.5)	9	87	8	24	2 (0.6)	1 (0.3)		
殺 人	14年	13	5 (38.5)	8 (61.5)	-	3	3	2	-	-		
	15	20	13 (65.0)	7 (35.0)	-	7	-	-	-	-		
	16	15	10 (66.7)	5 (33.3)	-	5	-	-	-	-		
	17	18	10 (55.6)	8 (44.4)	-	5	2	1	-	-		
	18	19	8 (42.1)	10 (52.6)	-	8	1	1	-	1 (5.3)		
	小計	85	46 (54.1)	38 (44.7)	-	28	6	4	-	1 (1.2)		
傷害致死	14年	42	20 (47.6)	22 (52.4)	3	17	-	2	-	-		
	15	46	29 (63.0)	17 (37.0)	-	15	-	2	-	-		
	16	38	16 (42.1)	22 (57.9)	-	10	-	12	-	-		
	17	23	16 (69.6)	6 (26.1)	-	5	-	1	1 (4.3)	-		
	18	8	2 (25.0)	5 (62.5)	1	4	-	-	1 (12.5)	-		
	小計	157	83 (52.9)	72 (45.9)	4	51	-	17	2 (1.3)	-		
危険運転 致 死	14年	15	13 (86.7)	2 (13.3)	-	2	-	-	-	-		
	15	7	7 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	16	4	4 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	17	3	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	18	4	4 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	33	31 (93.9)	2 (6.1)	-	2	-	-	-	-		
保護責任者 遺棄致死	14年	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	16	2	-	2 (100.0)	-	-	-	2	-	-		
	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	2	-	2 (100.0)	-	-	-	2	-	-		
強盗致死	14年	13	6 (46.2)	7 (53.8)	4	3	-	-	-	-		
	15	3	2 (66.7)	1 (33.3)	1	-	-	-	-	-		
	16	20	15 (75.0)	5 (25.0)	-	3	2	-	-	-		
	17	7	7 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	18	3	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	46	33 (71.7)	13 (28.3)	5	6	2	-	-	-		
逮捕監禁 致 死	14年	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	18	1	-	1 (100.0)	-	-	-	1	-	-		
	小計	1	-	1 (100.0)	-	-	-	1	-	-		

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「原則逆送事件」とは、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件をいう。
 3 少年法55条により地方裁判所から移送された事件を除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。
 5 () 内は、終局処理人員に対する比率である。

(2) 少年鑑別所における鑑別

ア 新入所人員

少年鑑別所の新入所人員は、平成8年以降増加し、15年には、昭和45年以降において最多を記録したが、平成16年から3年連続で減少した。18年の新入所人員は1万8,171人であり、その内訳は、観護措置による者が全体の84.7%と最も多かった。

イ 退所事由別人員

平成18年の退所事由は、保護観察の占める割合が40.9%と最も高く、次いで、少年院送致が22.8%であった。

(3) 少年院における処遇

ア 新入院者

少年院新入院者は、近年、おおむね4,000～5,000人台で推移しており、平成18年は4,482人であった。

少年院の種別ごとの構成比は、中等少年院が80.7%と大半を占め、以下、初等少年院（14.8%）、医療少年院（2.3%）、特別少年院（2.2%）の順であった。

イ 出院者

平成18年における少年院出院者は、4,919人であり、そのうち4,711人（98.2%）が仮退院者であった。

出院者の処遇状況を見ると、職業補導種目に関連して資格・免許を取得した者は38.0%、職業補導種目に関連なく資格・免許を取得した者は53.1%であった。

また、出院後に中学校又は高等学校に復学した者は、それぞれ130人、165人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、375人であった。

(4) 少年受刑者の処遇

平成18年における少年新受刑者数は、52人（前年比29人減）であり、このうち女子は1人であった。16歳未満の少年受刑者はいなかった。

(5) 少年の保護観察

ア 新規受理人員

平成18年の少年の保護観察新規受理人員は、保護観察処分少年が3万3,576人（前年比2,684人（7.4%）減）、少年院仮退院者が4,711人（前年比175人（3.6%）減）であった。また、保護観察処分少年の新規受理人員の処遇内容別の内訳は、交通短期保護観察少年が1万4,101人（同1,815人（11.4%）減）、短期保護観察少年が3,929人（同342人（8.0%）減）、両者を除いた保護観察処分少年が1万5,546人（同527人（3.3%）減）であった。

イ 終了事由等

平成18年の少年の保護観察の終了人員は、保護観察処分少年（交通短期保護観察少年を除く。以下同じ。）が2万888人、少年院仮退院者が5,135人であった。同終了人員の終了事由別の比率を見ると、保護観察処分少年は、解除が75.4%、期間満了が9.9%、保護処分取消しが14.5%であり、少年院仮退院者は、期間満了が66.5%、退院が17.5%、戻し収容・保護処分取消しが15.7%であった。また、保護観察終了人員のうち、保護観察中に再処分（新たな保護処分又は刑事処分）を受けた人員の比率は、保護観察処分少年が17.9%、少年院仮退院者が22.2%であった。

平成18年の少年の保護観察の新規受理時及び終了時の就学・就労状況を見ると、終了時は、新規受理時と比較すると、保護観察処分少年、少年院仮退院者ともに有職者の比率が高かった。しかし、保護観察処分少年の12.2%、少年院仮退院者の21.5%が、無職のまま保護観察を終了していた。

(6) 外国人非行少年の動向と処遇

ア 外国人の犯罪少年の動向

平成18年の来日外国人の犯罪少年の検察庁における家庭裁判所送致人員は2,150人であり、国籍等別に見ると、ブラジルが31.6%と最も多く、次いで中国（18.5%）、韓国・朝鮮（13.6%）、フィリピン（12.6%）、ペルー（6.1%）、ベトナム（4.7%）の順であった。

イ 外国人非行少年の処遇

平成18年の少年鑑別所の外国人新入所者の人員は、513人であった。

同年の少年院の外国人新入院者の人員は、109人であった。

同年の少年の外国人保護観察新規受理人員（交通短期保護観察少年を除く。）は、511人であった。

(7) 少年法等の一部を改正する法律

平成19年5月25日に成立した本法律（平成19年法律第68号）は、触法少年事件調査手続の整備、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察対象者の遵守事項違反に対する措置の整備、少年重大事件への弁護士である付添人の導入を盛り込んでいる。この法律は、同年11月1日から施行される。